



和光市議会議員 金井のぶお

市議会報告【平成28年3月定例会】

和光市議会3月定例会は2月21日から3月16日まで(開催日数は13日間、うち総務環境と文教厚生常任委員会各4日)開催され、副市長の選任(副市長退任にともなう新副市長の選任:埼玉県職員OBで県土整備部道路課長、下水道局長等歴任)、和光市行政不服審査委員を新たに設置する条例、職員の給与条例改正による職員給与引上げ、和光市子供のいじめ防止条例、平成27年度一般会計と各特別会計補正予算、平成28年度一般会計と各特別会計予算など議案23件、陳情等3件を審議し、すべて可決しました。

◆指定管理者制度における公募要項の改正について

先の12月定例会に続いて一般質問で取上げました。市は公募要項で指定管理者応募団体に求める応募書類(公文書)には著作権があるので議会の指定管理者選定の審議においても一切開示できないとしてきましたが、応募書類(公文書)の情報開示は和光市情報公開条例(以下“条例”)にもとづいて取り扱うことを決め、公募要項を改正することになりました。しかし行政の審議に関する情報は行政における内部的な審議が円滑に行われ適正な意思決定がそこなわれないように情報開示の除外規定として不開示情報としているとして、議会の審議に応募書類(公文書)を開示することについて依然、消極的な答弁となりました。一般質問の後に、答弁で指摘された“条例”における情報開示の除外規定を参照すると、公文書を請求する市民に対して情報開示の除外規定が適用されるのであって、議会は除外規定の対象ではなく、“市の機関”として行政と一身同体の位置づけがされていると受け取れるものでした。もしそうであれば、指定管理者選定に係る議会の審議における応募書類(公文書)開示の問題に限らず、行政が保有するすべての公文書に対する議会のアクセス権のあり方が問われる大きな問題に発展するかも知れません。なぜなら議員が請求しても行政の言い訳で議会に公表しない文書(例えば、市が平成2年に6億3千万円かけ蓋かけ部分の補強をしている丸山台外環広場の有効利用調査を27年度に委託したが、調査報告書を公表せず等々。)は多数あるからです。地方自治体における二代表制の一翼を担うはずの議会が名実ともに行政と対等の立場で立脚する関係を築くためには行政の所有する公文書に対する議会のアクセス権を充実させる必要があるかも知れません。いずれにしても次回的一般質問でも、この問題を取り上げていきたいと考えます。

◆職員給与に関する条例の一部改正について

市は平成27年度人事院勧告にもとづいて地域間と世代間の給与実態に合わせるとして給料表の引上げ(給料の引上率0.26%)、地域手当引上げ(12%から27年度14.5%、28年度から15%へ)、勤勉手当10%引上げ、55才以上の職員の昇給抑制を行うことに